

文部科学大臣

萩生田 光一 様

要 望 書

令和元(2019)年 10 月 29 日

栃 木 県

要 望 書

10月12日の台風19号に伴う大雨により、栃木県内14市町に大雨特別警報が発表され、河川のはん濫、浸水、土砂崩れ等が県内各地で発生し、4名の方が犠牲になったほか、19,000棟を超える床上・床下浸水等の住家被害が生じるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、学校施設についても、校舎や体育館の床上浸水、実習用機器等の水損、グラウンドへの大量の土砂流入など甚大な被害を受けたことから、児童生徒の学校生活に著しい支障が生じております。

さらに、文化財においても、史跡指定地域内での土砂崩れをはじめ多数の被害を受けております。

このように、県内全域に被害が広がる中、未だ被害の全容を把握するに至っておらず、災害からの復旧、復興には相当な時間を要することが見込まれる状況にあります。

国におかれましては、こうした状況を十分に御理解いただき、下記の事項について、特別なる御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 被災した学校施設及び文化財の早期復旧を図るため、災害査定等を迅速かつ柔軟に行うとともに、十分な事業費を確保すること。
- 2 被災した児童生徒の心のケア等に対応するため、被災地域について、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の適用地域とすること。

令和元(2019)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県議会議長 早川 尚秀